# 府　令・省　令

○内閣府令第一号
法務省

金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）の一部の施行及び金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和六年政令第二十二号）の施行に伴い、金融サービス仲介業者保証金規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年一月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄
法務大臣　小泉　龍司

## 金融サービス仲介業者保証金規則の一部を改正する命令

金融サービス仲介業者保証金規則（令和三年内閣府法務省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （権利の実行の申立ての手続）<br>**第一条**　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号。以下「令」という。）第二十八条第一項に規定する権利の実行の申立てをしようとする者は、別紙様式第一号により作成した申立書に金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号。以下「法」という。）第二十二条第六項の権利（以下「権利」という。）を有することを証する書面を添付して、金融庁長官（令第四十七条第一項の規定により金融庁長官の権限が財務局長又は福岡財務支局長に委任されている場合にあっては、当該財務局長又は福岡財務支局長。以下同じ。）に提出するものとする。 | （権利の実行の申立ての手続）<br>**第一条**　金融サービスの提供に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号。以下「令」という。）第二十八条第一項に規定する権利の実行の申立てをしようとする者は、別紙様式第一号により作成した申立書に金融サービスの提供に関する法律（以下「法」という。）第二十二条第六項の権利（以下「権利」という。）を有することを証する書面を添付して、金融庁長官（令第四十六条第一項の規定により金融庁長官の権限が財務局長又は福岡財務支局長に委任されている場合にあっては、当該財務局長又は福岡財務支局長。以下同じ。）に提出するものとする。 |
| 別紙様式第１号（第１条関係）<br>（日本産業規格Ａ４）<br>年　月　日<br>財務（支）局長　殿<br>（郵便番号　—　）<br>住所<br>電話番号　（　）　—<br>商号又は名称<br>氏名<br>（法人等にあっては、代表者の氏名及び資格）<br>申立書<br>下記のとおり、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令第28条第１項の規定により権利の実行の申立てをいたします。<br>記<br>［１～４　略］<br>（申立ての対象となった金融サービス仲介業者）<br>［１～３　略］<br>（記載上の注意）<br>［略］ | 別紙様式第１号（第１条関係）<br>（日本産業規格Ａ４）<br>年　月　日<br>財務（支）局長　殿<br>（郵便番号　—　）<br>住所<br>電話番号　（　）　—<br>商号又は名称<br>氏名<br>（法人等にあっては、代表者の氏名及び資格）<br>申立書<br>下記のとおり、金融サービスの提供に関する法律施行令第28条第１項の規定により権利の実行の申立てをいたします。<br>記<br>［１～４　同左］<br>（申立ての対象となった金融サービス仲介業者）<br>［１～３　同左］<br>（記載上の注意）<br>［同左］ |